

## 議案第22号

### 幕別町保育実施条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

#### (入所の制限)

第3条 町長は、児童に保育の実施を受けさせようとする者又は保育の実施を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保育所への入所を制限することができる。

- (1) 感染症又は悪質の疾患をもつ者
- (2) 心身が虚弱で保育所における保育に堪えられない者
- (3) 前各号に定める者のほか、入所を不適當と認めた者

#### (入所)

第4条 児童の保護者は、保育の実施を受けさせようとするときは、入所の申込書を町長に提出し、入所の承諾を受けなければならない。

(退所等)

第5条 児童の保護者は、保育児を退所させようとするときは、町長に届け出なければならない。

2 町長は、児童が正当な理由がなく1月以上通所しないときは、保育の実施を解除することができる。

3 町長は、第2条に規定する保育の実施基準に該当しなくなったとき、又は第3条各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育の実施を解除し、又は停止することができる。

4 町長は、前各項の規定に基づき保育の実施を解除するときは、保護者に通知するものとする。

(費用の納付)

第6条 第4条の規定により入所した児童の保護者は、別表に定める保育に要する費用(以下「保育料」という。)を、毎月指定する期日までに納付しなければならない。

(費用納付の特例)

第7条 児童が月の途中に入所又は退所した場合の保育料の納付額は、前条の規定による金額に、当該在籍中の開所日数(開所日数が25日を超えるときは25日とする。)を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(減免等)

第8条 町長は、前2条の保育料の徴収につき、その保護者に特別の事由があると認めたときはこれを減額、免除又は納付の期日を延期することができる。

2 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている児童の保育料は免除する。

(不服申立)

第9条 保護者が第2条、第3条、第5条及び第6条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に

審査決定し、保護者に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に幕別町立保育所条例（昭和34年条例第2号）の規定により保育所に入所している児童は、この条例の相当規定により保育を行っている児童とみなす。

別表（第6条関係）

保育料徴収金額表

階 層 区 分		保育料徴収金額（月額）		
		3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,330円	2,400円
第3-1階層		均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	10,710円	7,160円
第3-2階層		所得割の額のある世帯	15,630円	12,190円
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,500円未満	17,500円	14,390円
第4-2階層		2,500円以上5,000円未満	20,080円	16,660円
第4-3階層		5,000円以上8,800円未満	22,910円	19,180円
第4-4階層		8,800円以上16,300円未満	25,810円	23,920円
第4-5階層		16,300円以上40,000円未満	30,000円	27,000円
第5-1階層		40,000円以上60,000円未満	36,350円	29,500円

第5-2階層		60,000円以上80,000円未満	41,170円	29,500円
第5-3階層		80,000円以上103,000円未満	44,500円	29,500円
第6階層		103,000円以上413,000円未満	57,800円	30,500円
第7階層		413,000円以上	58,500円	30,500円

備考

- 1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項から第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料徴収金額（月額）	
	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0円	0円
第3-1階層	10,210円	6,660円
第3-2階層	15,130円	11,690円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、児童の属する世帯

が3に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、3に掲げる保育料により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料徴収金額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料徴収金額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。